

# 監査結果のあらまし

～令和3年度の監査結果から～

令和4年4月

岐阜県監査委員事務局

# 目次

1	監査委員制度	1
2	財務監査及び行政監査	9
3	財政援助団体等監査	27
4	監査の過程において述べた主な意見	32
5	例月出納検査	48
6	内部統制評価報告書審査	49
7	決算審査（一般会計・特別会計）	51
8	決算審査（公営企業会計）	61
9	基金運用状況審査	67
10	健全化判断比率及び資金不足比率審査	68
11	住民監査請求に基づく監査	71
(参考)	包括外部監査	72

※「監査結果のあらまし」は、監査委員制度や令和3年度に監査委員が実施した監査等の結果等について簡潔に取りまとめたものです。詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

# 1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。

監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人\*で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されています。

■令和3年度の監査委員

		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	伊藤秀光	令和2年5月8日～令和3年5月6日	
	非常勤	高殿 尚	令和2年5月8日～令和3年5月6日	
	非常勤	水野吉近	令和3年5月7日～	
	非常勤	長屋光征	令和3年5月7日～	
識見委員	常 勤	鈴木 靖	平成31年4月1日～	代表監査委員
	非常勤	長縄直子	平成31年4月1日～	医療法人理事
	非常勤	南 圭一	令和2年5月10日～	弁護士

\* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人とされていますが、各都道府県の条例で定数を増加することができるものと規定されています。

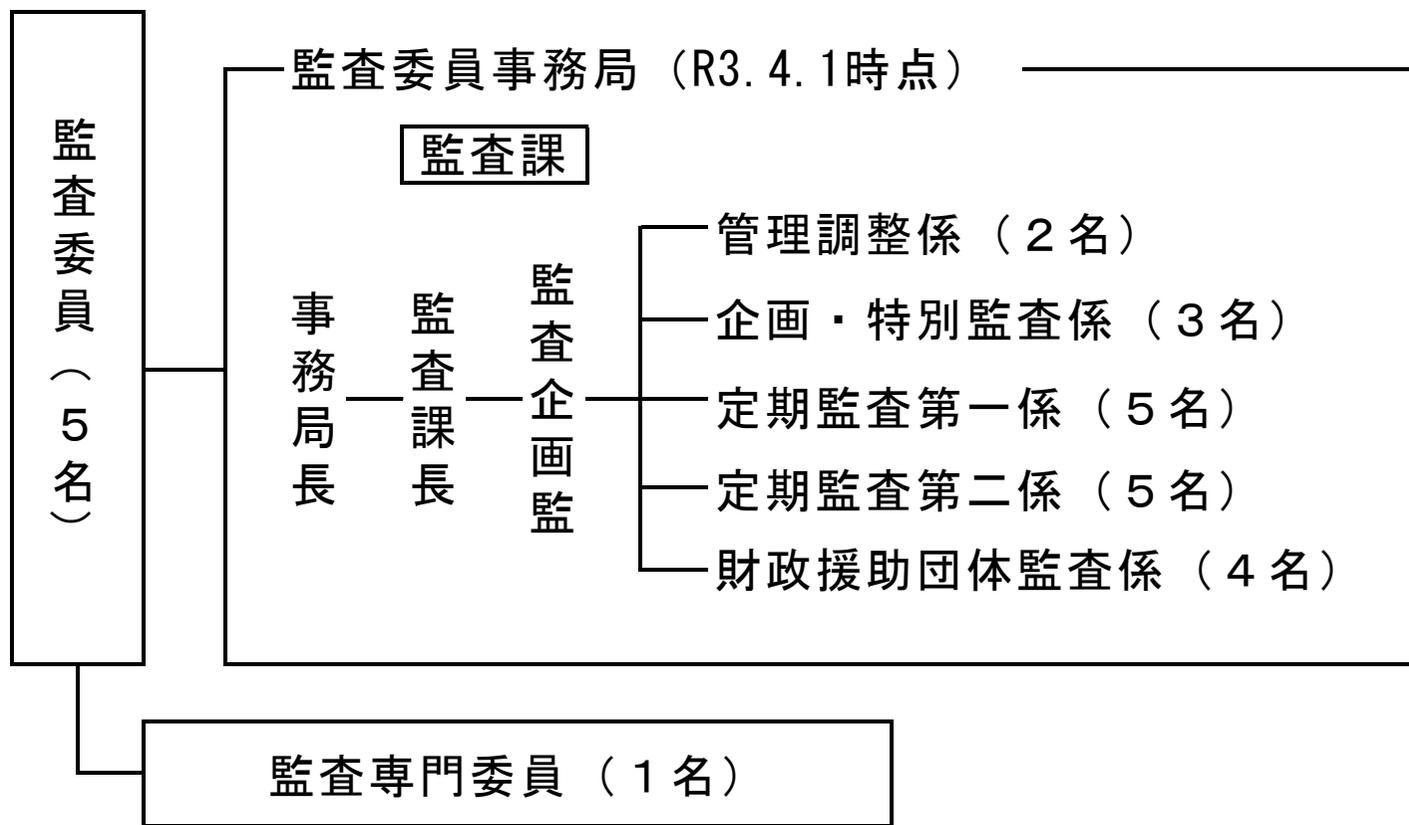
また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。

岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

# 監査委員事務局の組織

監査委員事務局は、監査委員が行う監査等を補助しています。事務局の職員は、監査委員が行う監査等の調整や立会、監査委員から求められた調査などを行っています。また、監査委員の監査等に先立ち、予備的な監査等を行っています。

## 【組織図】



## 監査専門委員

監査内容を充実強化することを目的に、民間の知見を活用し、専門的な事項を調査するため「監査専門委員」が1名選任されています。

### ■令和3年度の監査専門委員

	氏名	就任期間	備考
監査専門委員	若原幸秋	令和3年5月1日～令和4年3月31日	公認会計士

## 監査委員の主な業務

監査委員は、「岐阜県監査委員監査基準」に基づき、事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどに留意して、各種の監査や審査等を行っています。

監査等の結果や、監査等の結果に対して執られた措置については、監査委員事務局のホームページで公表しています。

監査委員の主な業務は、次のとおりです。

### ○財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項、第5項）

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をします。監査の実施方法として、定期監査と随時監査があります。

#### <定期監査>

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査をします。

#### <随時監査>

定期監査のほか、必要があると認めるときは、抜き打ちなどの手段を用いて監査をします。

### ○行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について、特定のテーマを選定して定期監査と併せて行うなどの方法により監査をします。

### ○財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

必要があると認めるときは、出資・出捐<sup>えん</sup>団体、補助金等交付団体及び指定管理者を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。

### ○例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2）

県の現金の出納について、毎月検査をします。

### ○内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

知事から提出された内部統制評価報告書について審査します。

### ○決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）の決算書等について審査します。

### ○基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査します。

- ・ 岐阜県土地開発基金
- ・ 岐阜県美術館美術品取得基金

### ○健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査します。

### ○住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条第 4 項）

公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。

## ■参考

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

- 指摘事項等 : 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものを「指摘事項」、それ以外のものを「指導事項」としてしています。このほか、事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し制度の見直し等を求める事項を「検討事項」としてしています。
- 出資・出捐<sup>えん</sup>団体 : 県が資本金等の4分の1以上の出資又は出捐<sup>えん</sup>（財団法人の設立行為たる寄附行為として金銭や品物を寄附すること）を行っている法人
- 補助金等交付団体 : 県が補助金や負担金等を交付している団体
- 指定管理者 : 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体

## 2 財務監査及び行政監査

### (1) 定期監査

本庁及び現地機関の全 382 機関を対象として定期監査を実施しました。  
なお、重点監査項目として、「新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証」及び「入札事務の検証」の 2 項目を設定しました。

#### ① 監査結果の概要

○111 機関において、指摘事項 63 件、指導事項 79 件及び検討事項 1 件の計 143 件が認められました。

### 【主な指摘事項等の内容】

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
|                              | (注1)           |
| ・ 公用車の交通事故                   | (44件 (事故 71件)) |
| ・ PC (ノート型パソコン) 及びタブレット端末の損傷 | (44件 (損傷 58台)) |
| ・ 契約事務に関する誤り                 | (12件)          |

(注1) 1機関において複数の交通事故があった場合、指摘事項等の件数としてはまとめて1件としているため、事故件数は指摘事項等の件数より多くなっています。

PC及びタブレット端末の損傷についても、同じ理由で損傷したPC及びタブレット端末の台数は指摘事項等の件数より多くなっています。

○指摘事項等の総件数は、前年度と比較して35件減少しました。

#### [主な増加要因]

PC及びタブレット端末の損傷	38件 → 44件 (+6)	(注2)
検査事務に不備があったもの	4件 → 6件 (+2)	
支払に遅延があったもの	1件 → 4件 (+3)	

#### [主な減少要因]

旅費の重複支給	22件 → 0件 (△22)	
公用車の交通事故	52件 → 44件 (△8)	
契約事務に関する誤り	17件 → 12件 (△5)	

○公用車の交通事故は、各所属での指導、職員の意識向上等により減少しています。また、PCの損傷も同様に減少（37件→30件）しましたが、教育委員会で多数導入したタブレット端末の落下事故等による損傷が増加（1件→17件）したため、PC及びタブレット端末を合わせた損傷の件数（38件→44件（注2））は前年度より増加しました。

（注2）PCの損傷の件数30件にタブレット端末の損傷の件数17件を加えると47件になりますが、PC及びタブレット端末の両方を損傷した機関が3機関あるため、PC及びタブレット端末を合わせた指摘事項等の件数は、47件から重複分3件を差し引いた44件となります。

## 【指摘事項等の件数】

(単位：機関、%、件)

区分	監査実施			指摘事項等の件数			
	機関数 A	指摘事項等あり B	割合 B/A	指摘	指導	検討	
知事部局	212	55	25.9	74	36	37	1
教育委員会	98	30	30.6	37	4	33	0
公安委員会	59	25	42.4	31	23	8	0
その他(※)	13	1	7.7	1	0	1	0
合計	382	111	29.1	143	63	79	1
(対前年度増減数)	+ 1	△ 24	-	△ 35	△ 37	+ 3	△ 1
<参考>前年度	381	135	35.4	178	100	76	2

(※) 出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局

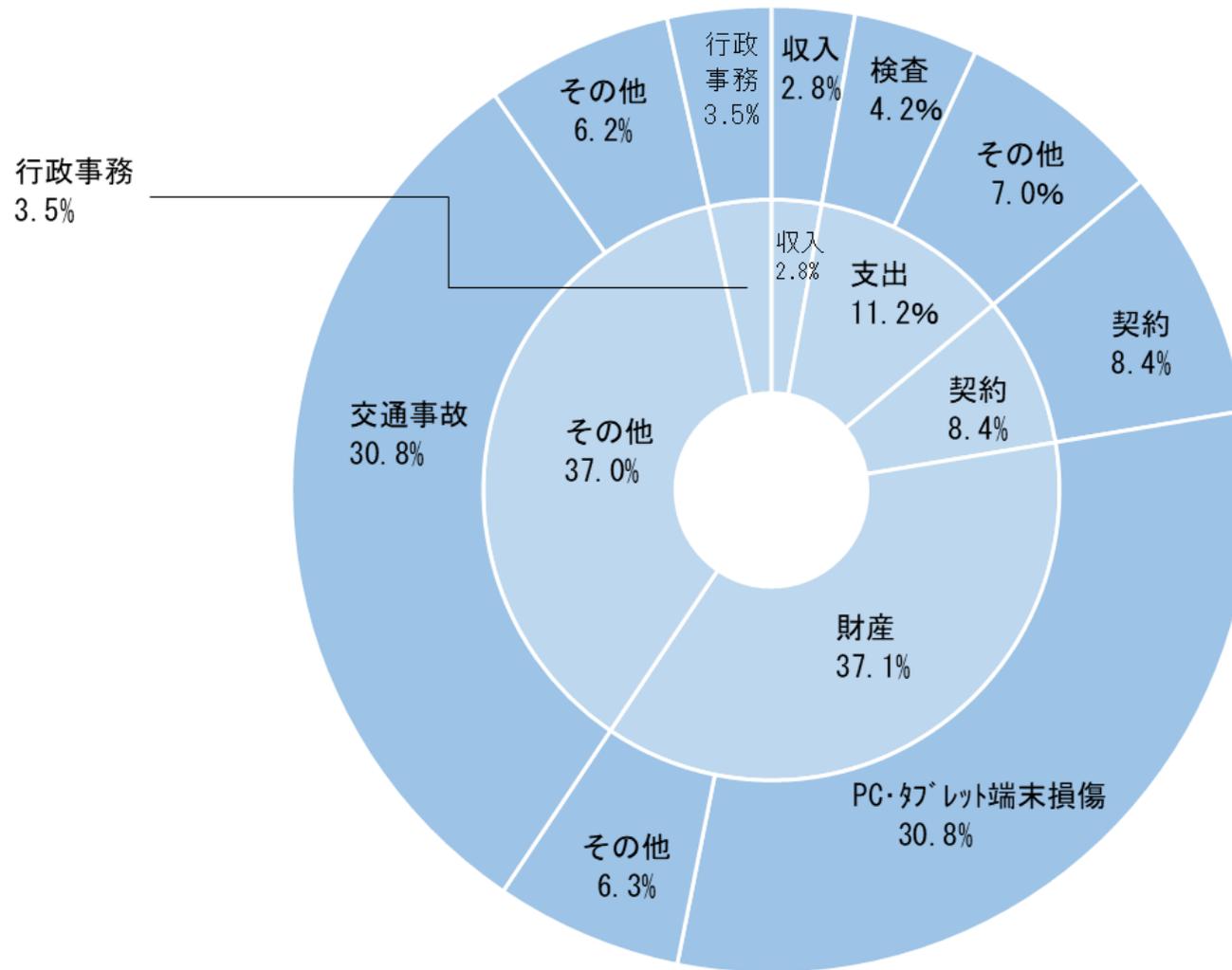
## 【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備考
財務事務	62	76	0	138	
予算	0	0	0	0	
収入	2	2	0	4	
支出	5	11	0	16	うち支払に遅延があったもの 4件 うち検査事務に不備があったもの 6件
契約	0	12	0	12	
財産	4	49	0	53	うちPC及びタブレット端末の損傷 44件
その他	51	2	0	53	うち公用車の交通事故 44件
行政事務	1	3	1	5	
合計	63	79	1	143	

※監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上しています

# 【分野別の指摘事項等の割合】



## ② 主な指摘事項及び指導事項の内容

令和3年度に実施した定期監査における指摘事項等のうち、主な指摘事項及び指導事項は次のとおりです。

### 1 (収入) 河川占用料の算定を誤っていたもの

河川占用の変更申請における占用料の算定は、変更後の占用料総額から変更前の占用料総額を減じて算定します。

同年度中に2回の変更申請があった案件において、2回目変更後の占用料総額の算定に当たり、1回目の変更で追加された物件に対する占用料を、月割で計上すべきところを誤って1年分計上し、占用料を過大に徴収していたので、是正又は改善を求めました。

【該当機関】  
揖斐土木事務所

## 2（支出）支払に遅延があったもの

支出事務において、担当者の失念又は確認不足により、期限までに支払を行わなかったものが4機関で4件あり、うち3機関では延滞利息等が発生していました。

担当者の問題のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

### 【該当機関】

男女共同参画・女性の活躍推進課、家畜防疫対策課、下呂土木事務所、岐阜本巣特別支援学校

### 3（支出）検査事務に不備があったもの

支出に係る検査済の記述がないもの、検査調書を作成せず納品書余白の検査済の記述で代えていたもの、検査者の変更の決裁が行われていないものなど、検査事務の不備が6機関で6件ありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

**【該当機関】**

情報システム課、外国人活躍・共生社会推進課、消防課、郡上農林事務所、加納高等学校、不破高等学校

#### 4（契約）契約事務に関する誤り

長期継続契約に当たり翌年度以降に予算減額等があった場合に契約を解除することがあるとの条件を契約書等に記載していなかったもの、建設工事の請負契約に当たり法に規定されている契約情報の公表を行っていないもの、特定調達契約に当たり落札者の公示が遅れていたものなど、契約事務に誤りがあったものが 11 機関で 12 件ありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

##### 【該当機関】

東京事務所、廃棄物対策課、保健環境研究所、希望が丘こども医療福祉センター、農業技術センター、恵那県事務所、羽島北高等学校、山県高等学校、岐阜工業高等学校、飛騨吉城特別支援学校、大垣警察署

## 5（財産）PC及びタブレット端末の損傷

職員が飲料をこぼしたり、液晶ディスプレイを閉じる際に異物を挟み画面を破損したりなどしてPCを損傷したものが30機関で30件（33台）、落下させるなどによってタブレット端末を損傷したものが17機関で17件（25台）、合わせて44機関で44件（58台）あり、修繕料3,369,065円が支払われていましたので、損傷事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

### 【該当機関】

秘書課、自動車税事務所、地域スポーツ課、防災課、環境管理課、統計課、男女共同参画・女性の活躍推進課、岐阜保健所、岐阜地域福祉事務所、西濃子ども相談センター、商工政策課、岐阜関ヶ原古戦場記念館、岐阜農林事務所、西濃農林事務所、岐阜土木事務所、可茂土木事務所、揖斐県事務所、西濃教育事務所、岐山高等学校、加納高等学校、岐阜総合学園高等学校、岐阜城北高等学校、岐阜商業高等学校、岐南工業高等学校、山県高等学校、岐阜工業高等学校、揖斐高等学校、大垣北高等学校、大垣工業高等学校、加茂農林高等学校、東濃実業高等学校、可児高等学校、多治見北高等学校、土岐商業高等学校、恵那高等学校、恵那農業高等学校、飛騨高山高等学校、大垣特別支援学校、中濃特別支援学校、各務原警察署、揖斐警察署、下呂警察署、高山警察署、監査委員事務局

（注）10ページの（注1）及び11ページの（注2）を参照

## 6（その他）公用車の交通事故

公用車の交通事故で県側に過失があったもので、損害賠償額が確定したものが、44 機関で 44 件（事故 71 件・うち過失割合 100%の事故は 50 件）ありました。これらの交通事故により、損害賠償金 27,819,433 円、修繕料 10,199,841 円の支払が発生し、公用車 4 台が廃車となっていましたので、交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

### 【該当機関】

東濃県税事務所、危機管理政策課、岐阜地域環境室、感染症対策推進課、西濃保健所揖斐センター、中央子ども相談センター、飛騨子ども相談センター、岐阜農林事務所、西濃農林事務所、揖斐農林事務所、下呂農林事務所、水産研究所、農業大学校、中央家畜保健衛生所、飛騨家畜保健衛生所、岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、可茂県事務所、東濃県事務所、恵那県事務所、留置管理課、地域課、捜査第一課、組織犯罪対策課、機動捜査隊、高速道路交通警察隊、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、岐阜羽島警察署、垂井警察署、大垣警察署、北方警察署、山県警察署、郡上警察署、関警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署、恵那警察署、高山警察署

### ③ 検討事項の内容

○ 現地機関等の建物を管理する所属長は、消防法により防火管理者を定め、遅滞なく所轄消防長等に届け出なければなりません。そして、岐阜県防火管理者規程で、建物ごとに特定の職にある者を防火管理者として指定しています。

防火管理者には消防長等が行う講習などで取得できる資格が必要ですが、防火管理者として指定された人（指定者）の人事異動後、後任の人が講習が受講できなかった等の理由により、3か月以上の長期にわたり、新たな防火管理者の指定が行われず、届出が遅れていた所属がありました。

岐阜県防火管理者規程では、指定者に異動があったとき、所属長は新任指定者の資格の有無等について直ちに総務部長に報告する規定や、指定者が資格を有しない場合等に知事が防火管理者を別に指定する規定がありますが、所属長に当該規定に係る十分な認識がなく、総務部長に同報告が行われておらず、また、県有施設の管理に関する総合的な調整を行う役割のある管財課も長期にわたって同報告が行われていない状況を看過しており、適切に防火管理者の指定が行われていませんでした。

上記の事態は庁舎等の管理上、適切とは認められないため、適時に適切な者が防火管理者に充てられることとなるよう、必要な体制の整備について検討を求めました。  
(管財課)

## ④ 重点監査項目の監査結果

令和3年度の定期監査については、「新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証」及び「入札事務の検証」の2項目を重点監査項目として設定しました。これら2項目の監査結果は次のとおりです。

なお、特に県民への影響が大きい「新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証」については、監査を実施した事業数等も併せて記載しています。

### 1 新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証について

本県における令和2年度新型コロナウイルス感染症対策関連事業として実施されている支出額の合計は153,811,264千円となっており、これは予算上の単位である細々事業全6,189事業（当該事業費の全額が繰越明許費となったものを除く。）のうち439事業において実施されています。

令和3年度定期監査において、全382機関のうち114機関において上記事業から対象を抽出（別表参照）し、重点的に監査を実施した結果、次のとおり3件の不適正な事項が認められ、いずれも指導事項として是正又は改善を求めました。それ以外については、監査をした限りにおいて、特段の不備もなく、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められました。

なお、監査の過程において、監査委員から監査対象機関に対し、「4 監査の過程において述べた主な意見」①、③、⑮、⑳、㉔、㉓、㉗、㉘に示した意見などを述べています。

**【不適正な事項】**

- ・ 検査者の変更の決裁が行われていなかった。（外国人活躍・共生社会推進課）
- ・ 検査調書を作成せず納品書余白の検査済の記述で代えていた。（不破高等学校）
- ・ 契約保証金の納付の免除に係る決裁の時期を誤っていた。また、必要事項を記載した伺書を作成していなかった。（農業技術センター）（注1）

**【別表】**

抽出した事業数	118 事業
上記の事業における県全体の支出額の計	54,642,814 千円
監査において検証した支出額	2,965,150 千円

（注1）次頁の重点監査項目「入札事務の検証」にも該当

## 2 入札事務の検証について

過去の監査等において不適正な事項が多く認められていることから、重点的に監査した結果、次のとおり契約に関する6件の不適正な事項が認められ、いずれも指導事項として是正又は改善を求めました。

### 【不適正な事項】

- ・ 契約保証金の納付の免除に係る決裁の時期を誤っていた。また、必要事項を記載した伺書を作成していなかった。 (農業技術センター) (注1)
- ・ 一般競争入札の公告により示された入札者の資格の一部が、契約審査会調書に記載されておらず、審査されたことが確認できない状況となっていた。 (大垣警察署)
- ・ 長期継続契約に当たり翌年度以降に予算減額等があった場合に契約を解除することがあるとの条件を契約書等に記載していなかった。 (保健環境研究所、希望が丘こども医療福祉センター、恵那県事務所)
- ・ 特定調達契約の落札者の公示が遅れていた。(希望が丘こども医療福祉センター)

(注1) 前頁の重点監査項目「新型コロナウイルス感染症対策事業等の検証」にも該当

## (2) 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに行う随時監査を、不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ち監査で実施しました。

### ① 監査結果の概要

現金管理を中心に、観覧料の収納を行っている2機関を監査した結果、指摘事項等となるような問題点は見受けられませんでした。

#### 【監査対象機関】

- ①岐阜関ヶ原古戦場記念館      ②ぎふ木遊館

### (3) 行政監査（テーマ監査）

本県では、必要に応じて、複数の機関に渡る横断的なものなど特定のテーマを設定して、当該事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどについて監査しています。

令和3年度は、「県独自の個人を対象とした認証制度の活用状況について」をテーマに実施しています。

なお、対象となる制度の絞り込みや制度ごとの詳細な分析が必要なため、令和4年度も継続して実施します。

### 3 財政援助団体等監査

出資・出捐<sup>えん</sup>団体、補助金等交付団体及び指定管理者について計 47 団体を選定し、うち 46 団体の監査を実施しました。

残る 1 団体については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮して予備監査の実施を延期したことに伴い、監査の実施を延期しています。

#### (1) 監査結果の概要

監査を実施した結果、6 団体に対して指摘事項 4 件及び指導事項 3 件、またこれらの団体を所管している県の 1 機関に対して指摘事項 1 件があり、それぞれ是正又は改善を求めました。

## 【指摘事項等の件数】

(単位：団体、件)

区 分	監査実施団体数		団体の 指摘事項等の件数			所管機関の 指摘事項等の件数			
		指摘事項 等あり		指摘	指導		指摘	指導	検討
出資・出捐団体	18	3	4	2	2	0	0	0	0
補助金等交付団体	18	2	2	1	1	1	1	0	0
指定管理者	10	1	1	1	0	0	0	0	0
合 計	46	6	7	4	3	1	1	0	0
(対前年度増減数)	△ 2	△ 2	△ 2	+ 3	△ 5	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1
<参考>前年度	48	8	9	1	8	4	2	1	1

## (2) 主な指摘事項等

### 1 (出資・出捐<sup>えん</sup>団体) 契約事務が不適正であったもの

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院では、一定額以上の特定の契約について国際協定に基づいた契約事務を行うため、「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」を制定しています。

しかし、当該規程が適用となる 23 品目の医薬品の調達において、当該規程に定める随意契約によることができる場合に該当しない「競争入札に付することが不利と認められるとき」を理由として随意契約としていました。

また、随意契約とした場合には、当該規程に定める手続として随意契約の相手方等の公告を行う必要がありますが、これも行っていませんでした。

以上のことから、当該団体に対して、今後は適正な契約事務を行うよう求めました。

#### 【該当団体】

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

## 2（補助金等交付団体）補助金を過大に受給及び交付していたもの

岐阜県漁業協同組合連合会の補助金受給において、補助対象経費である人件費の計算に誤りがあったことにより、補助金 381 円を過大に受給していたので、当該団体及び県の所管機関に対して、速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

岐阜県漁業協同組合連合会〈里川振興課〉

### 3（指定管理者）経理事務が適切に行われていなかったもの

各務原公園の指定管理業務等に使用する小口現金について、予備監査日時点の出納帳簿残高と有高が不一致となっていました。

また、この不一致に関連し、自主事業の出納帳簿についても確認したところ、小口現金の出納帳簿及び自主事業の出納帳簿を合算しても、各務原公園の現金有高に一致せず、各務原公園における各種出納帳簿からは、あるべき現金有高が判別できない状況となっていました。

これは、指定管理業務と自主事業の区分経理や各種出納帳簿の記載が不十分であったことが原因であり、指定管理者となっている団体に対して、今後は区分経理や日計等による日々の残高の確認を行うなど、適正な会計処理を実施するよう求めました。

【該当団体】  
（株）技研サービス

## 4 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理・職員倫理、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」。）の推進、情報通信技術（以下、「ICT」。）の活用等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

### ■県財政について

（歳入確保）

- ① コロナ禍で税収が減少するなか、財源確保のため、徴税では市町村との連携など引き続き努力していただくとともに、ふるさと納税に一層力を入れるなど、いろいろ工夫していただきたい。また、本来利用者が負担すべき金額だが今まで無料としていたようなものについて、県民に負担いただくことを検討してもよいのではないか。

（費用対効果）

- ② 予算査定の際に費用対効果を確認することが重要で、各課が費用対効果をきちんと説明できるよう浸透させる必要がある。データに基づき効果が確認された事業に優先的に予算を投入するなどして、事業効果を高めていただきたい。

(予算運営)

- ③長期にわたるコロナ禍で疲弊している民間事業者の厳しい状況を十分考慮して予算運営に当たっていただきたい。

(教育機関の再編)

- ④県立の看護学校のうち学生の確保が厳しいところについては学校又は学部の存続の可否も含めて検討し、学生を確保できるところにしっかり予算をつけるほうが充実した教育ができるのではないか。学生の費用負担を懸念するのであれば、奨学金、補助金等で支援する方策もある。幅広い検討をお願いしたい。
- ⑤少子化の進展で定員に満たない高校も出てきている。県立高校の統廃合を検討する時期に来たのではないか。自宅の近くに高校があることのメリットもあるが、小規模な高校に分散していると教師の専門性の確保は困難になる。また、統廃合についての議論は、多額の予算を投入して校舎を改築したのに数年後に統廃合、などということのないよう、しっかりとした形で行っていただきたい。

## ■人事管理・職員倫理について

### （職員倫理）

- ⑥まれではあるが県職員の不祥事が生じるのは県民として残念である。特にコロナ禍で県民が厳しい状況にあるなか、県職員には県民の目線を意識した厳しい自己規律が求められる。上司の方々には部下職員をしっかりと指導していただくようお願いしたい。

### （働き方改革）

- ⑦学校での働き方改革には、学校長の意識が重要である。仕事を家に持ち帰って隠れ残業するといった状況では、問題が問題として認識されず、解決もされない。問題があれば隠すことなく明らかにして、解決に向けて努力を積み重ねていってほしい。私立高校の指導もよろしくお願いしたい。
- ⑧学校における働き方改革について、先生方が子どもと触れ合う時間が少しでも長くなるよう、事務的な業務など、使えるところはICTを活用するなどして負荷を減らしてほしい。なお、ICTの導入は逆に負担ともなり得るので、ICTに詳しい職員を確保するなど、活用しやすい環境の整備をお願いしたい。

(男女共生)

- ⑨女性職員に話を聞くと管理職への昇進に消極的な方も見受けられる。女性職員に管理職になりたいと思ってもらえるよう、女性職員の意見、要望をしっかりと聴取して、例えば育児休業の取得がキャリア上不利にならないようにするなど、性別にとらわれず優秀な方が活躍できる職場環境の整備に努力していただきたい。

(ハラスメント、いじめ対応、職場環境)

- ⑩学校におけるハラスメントについて、休職者数等、現状をきちんと把握するとともに、縦割りの対応とならないようしっかり取り組んでいただきたい。教職員ハラスメント等防止対策審議会について、随時開催するなど積極的に活用してはどうか。
- ⑪学校でのハラスメントやいじめについては、学校長が「どこにでもあり得る問題である。気が付いたらすぐ学校長まで報告を上げてほしい。その場合にはしっかり組織で対応する。」というメッセージを教職員や生徒に発信し続けることが重要である。普段から相談しやすい職場づくりに努めていただきたい。

(職員研修)

- ⑫職員研修は重要である。例えばプロジェクトマネジメントや発想法など、ICT業界で使われる手法には行政の分野でも有用なものがあるので、検討していただきたい。また、管理職の方々についても、行政経験だけでは得られない貴重な知見を得る機会となるので、業務多忙かとは思いますが、受講の機会が設定できるとよいと思う。以前の研修内容も含めて常時オンラインで受講できる、といった仕組みも検討してほしい。

## ■DXの推進、ICTの活用について

(メリット及びデメリットを考慮した活用)

- ⑬DXは、事務事業の効率化に大きく寄与する場合もある一方、電波の状況など環境によってICT機器が使いづらい場合もあり、高齢者などには不得手な方々もおられる。また、導入してみたが現場ではメリットが感じられなかったという場合もあるかもしれない。しかし使ってみなければ分からないという面もあるので、積極的に試みて効果的なものは広めていく必要がある。

⑭学校教育で ICT スキルを身に着けられれば生活やビジネスで有利であり、またインターネットや SNS は気軽にビジネスに挑戦する機会を与えてくれるものでもある。一方でタブレット端末の使用等は、「書かない」ことにより学習記憶が残りにくいという問題や、コミュニケーションやネット依存の問題にもつながりうる。教育現場における ICT 活用についての指針の策定や、学校におけるネット情報のリテラシー教育が望まれる。

(ICT を活用した情報発信)

⑮コロナ禍においてアートや地歌舞伎等の動画配信は有効だと思う。伝えるべき内容によって動画を使用するなど、効果的な情報提供に努めてほしい。そして、各種 SNS やメール等、様々な媒体がある中で、どの情報をどの媒体で伝えるのがよいのか、ターゲット層やコンテンツに応じて考えていただきたい。さらに、それをターゲット層に見てもらうことが必要。アクセス数等のデータをしっかり把握して、ターゲット層をどうやってそこに誘導するかを考えていただきたい。

(人材の確保、インフラの整備)

⑯ ICT の活用、DX の進展には ICT に詳しい人材の確保育成やネット環境等のインフラ整備が重要である。しっかりと取り組んでいただきたい。

## ■財務に関する事務の執行について

(契約の見直し)

- ⑰一者随意契約、予定価格と同額の落札等、契約の経緯に疑念が持たれかねない状況については、きちんと説明できるように準備しておいていただきたい。競争性も大事なので、契約内容によっては複数年契約など多くの業者が手を挙げやすい方法を検討するとともに、地域を支える地元業者への配慮もお願いしたい。

(経費節減等)

- ⑱紙の消費量が本庁だけで年間6千万枚、郵送料が年間1億円というのは少ない数字ではない。必要な部分も多いのだろうが、メール等で既に送られてきているものが再度郵送されてくるなど疑問のあるケースもある。父子手帳についても、既に電子版が稼働して利用されているのに、依然多くの市町村に紙媒体のものが交付されている。紙の消費、郵送料等、少しでも減らす努力をしていただきたい。
- ⑲新県庁舎への移転に当たっては、現在使用している備品の有効活用に留意していただきたい。また、例えば同じ機器を複数の部署に導入したところ、環境等により効果的に使える部署と使えない部署とがあるといった場合には、後者から前者に機器を融通するなど、機器等の有効活用に留意してほしい。

(財産管理)

- ⑳ 県有物品は県民の財産であり、損傷することのないようくれぐれも注意していただきたい。特にPCの損傷が多い。改めて十分な注意をお願いしたい。さらに、学校に生徒用及び教職員用のタブレット端末が多数導入され、毀損事故が増加している。タブレット端末等は十分活用してほしいが、一方で毀損事故防止の注意喚起等の取組をお願いしたい。

■ 事務事業について

(広報)

- ㉑ 岐阜県は作り上手だが、奥ゆかしくて発信が苦手な面がある。県民や市町村がもっと岐阜を発信するマインドに変わるような県政運営をお願いしたい。
- ㉒ 県立高校は、生徒の募集に当たり各校の特徴を伝えきれていないと思う。より一層広報に取り組んでいただきたい。

(関係者の意見の取り込み)

- ②③ 県や学校が各種会議を通じて県民や地域の意見を聞くことは重要だが、会議の出席者には有識者として年齢の高い方たちが選定される傾向がある。しかし、例えば子育て、DXなど、議題によっては若い人たちの意見が重要な場合もある。出席者の選定に当たっては、会議の性質に応じて、年齢、性別等のバランスに留意していただきたい。

(費用対効果の検討、事業評価)

- ②④ 事業実施に当たっては、限られた効果しか期待できない事業に過大な費用を投入することになっていないか、事業の経済的、効率的実施につながる新たな技術や機器は開発されていないかなど、費用対効果に十分留意していただきたい。
- ②⑤ 例えばオンライン診療に必要な機器の整備に対して補助金を交付した結果、どれだけオンライン診療が行われたのかなど、事業の成果はしっかり把握し、問題があればきちんと理由を調査していただきたい。例えば補助金を受け取った事業者アンケートするなどしてもよいのではないかなど。また、事業効果の向上のため、必要に応じて事業のフォローアップをお願いしたい。

(個別の事業)

- ②⑥新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種については、重症化率が低下することなどの正しい情報を、説得力を持たせて伝えることが重要である。インターネットにおいては、大きいメディアよりも口コミ的な情報が信頼されることがあることや、誰が発信するかが重要であることなどを踏まえて進めていただきたい。
- ②⑦防災については、様々な可能性を想定したうえでしっかりと進めていっていただきたい。
- ②⑧家庭教育についての事業は継続することに意味がある。知事部局はもちろん教育委員会でも率先して取り組んでいただきたい。また、家庭教育については条例の制定により予算が確保されしっかりと活動が行われてきているが、条例制定後、年数が経ってきており、もう一つステップアップして踏み込んだ事業を行うことが必要ではないか。
- ②⑨引きこもりやニートの問題には子どもたちからの家庭や地域との関わり合いが影響しており、子どもたちからの早期対応が必要。子どもたちと地域の方たちとの触れ合いの場をつくることが社会教育、家庭教育につながるのであり、子ども食堂の利用を通じた地域で子どもを育てる環境づくりや、高齢の方に学校教育での見守りをお願いする結びつきを行政が支援するなどの取組が望まれる。

- ③⑩リサイクル等の環境対策は重要な施策であり、引き続き取組をお願いしたい。
- ③⑪障害福祉職員、児童福祉士、児童心理士等について、必要に応じて奨学金制度の創設等も視野に入れるなど、引き続き確保と育成に努力していただきたい。
- ③⑫障がい者の就労は、一時的なものではなく継続的なものであることが重要である。例えば農福連携の就労先に対する受注、販売面への支援など、継続就労につながる取組をお願いしたい。また、障がい者の身近な相談者となる障害支援従事者の人材育成事業について引き続き積極的に取り組んでいただきたい。
- ③⑬テレワーク、ワーケーション、サテライトオフィス等は、特にコロナ禍のなか、地方回帰、県内への移住定住につながり得るものであり、岐阜県はこれらに適した住みやすい環境を有しているということを全国に発信していただきたい。
- ③⑭農林業における担い手の確保については、コロナ禍のなかでの自然回帰等の意義や、スマート農林業といったICTの活用状況をアピールすることも有効ではないか。
- ③⑮空き家の適正管理については、問題点の県民への周知が十分ではなく、市町村間に温度差もあるので、県のきめ細かい対応をお願いしたい。
- ③⑯税滞納者が破産した場合、破産管財人等に交付要求を行うことになるが、市町村によっては行われな場合もあるので、県としてフォローしていただきたい。

- ③⑦ 県立高校における就労支援、そして、その一環としてのキャリア教育は重要である。また、キャリア教育を通じて自分の将来を考えることは、大学に進学する生徒たちにとっても重要である。大学進学が目的なのではなく、それは自分がやりたいことを実現するための手段なのだということが明確になっていないと、志望大学に入学しても理想とのギャップに行き詰ってしまうことがある。
- ③⑧ 県立高校における探究的学びは、大学における能動的な学びの在り方や、自分がやりたいことを見つけるきっかけになるものであり、重要である。地域の方々も含めた発表の場があれば、学校のアピールにもなるだろうし、発表の場で褒めてあげることで本人にとっても大きな自信となるだろう。
- ③⑨ 日本に住む外国人が増加し、外国につながりを持つ子どもたちをどのように教育し日本の社会に溶け込んでもらうかが課題となっているなか、こうした生徒たちが多数在籍する東濃高等学校における取組は重要なものであり、引き続き尽力をお願いしたい。
- ④⑩ 特別支援については、保護者と先生の関係も難しい問題であり、学校や教師に対するバックアップとして教育事務所でも新しい工夫や取組を提案していただきたい。
- ④⑪ いじめ等の各種の問題については弁護士を効果的に活用してほしい。例えば、ネットでの不用意な投稿により被害者にも加害者にもなる危険性を生徒に理解してもらうため、弁護士に講義してもらってはどうか。

④②奨学金の債権回収については、他部局との連携、外部委託、成功報酬制、県の弁護士会への相談など方策を工夫し、業務効率と費用負担の兼ね合いも検討しつつ進めていただきたい。

## ■財政援助団体等監査における意見について

### 【出資・出捐<sup>えん</sup>団体】

(地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院)

④③医師や看護師の確保に努める必要がある一方で経営状況は厳しい状況であるが、貴院は地域にとって重要であり、一層の経営努力をお願いしたい。

④④他の病院においてコンピュータウイルスにより電子カルテが被害を受けたとの報道があった。貴院では基本的に問題はないとのことであるが、引き続き情報管理を徹底していただきたい。

(地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院)

④⑤中期計画の目標の中に、厳しすぎて明らかに達成困難だと思われるものがある。現実的に達成可能な目標を設定したほうがよいのではないか。

(公立大学法人 岐阜県立看護大学)

- ④⑥看護師の養成及び専門性の向上、教育研究者の養成など多くの重要な目的を有しているが、小規模な組織には負荷が大き過ぎないかとの懸念もある。本学の存在意義と役割の明確化が課題とのことだが、本学で利用可能なリソースとの関係も意識して、県と議論しながら検討を進めていただきたい。

(公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター)

- ④⑦コロナ禍への対応でオンライン化した商談、展示会、セミナー等については、現地開催にはないメリットもあるので、コロナ禍後も両方式の長所を生かして併用していくのがよいのではないか。

- ④⑧地域活性化ファンド支援事業の基金については運用益を用いて事業を実施しているが、超低金利の状況においては効率的とはいいいにくく、今後ともよく考えながら事業を進めていっていただきたい。

(岐阜県住宅供給公社)

- ④⑨老朽化した賃貸住宅の大規模改修を行う際には、立地等の各種条件を考慮して、例えば高齢者向け住宅とするといった選択肢も含め、しっかりと検討を進めていただきたい。

(公益財団法人 岐阜県建設研究センター)

- ⑤⑩土木施設親子見学会などを開催する土木事業等啓発事業については、担い手育成のため今後とも取り組んでいっていただきたい。

(公益財団法人 岐阜県国際交流センター)

- ⑤① 厳しい財務状況のなか、独自財源の確保のために賛助会員として外国人労働者を多く抱える企業に加入してもらえるとよいと思う。

(公益財団法人 ソフトピアジャパン)

- ⑤② 社会や企業のデジタル化が進むなか、本法人がIoT、AI、ロボット等に係る企業支援や相談対応を行っているということが周知されていない。動画を効果的に活用するなど、もっと広報に力を入れて発信していただきたい。

(公益財団法人 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館)

- ⑤③ 入館者の増加や収入源の多角化に向けて、旅行代理店との連携、小中学校への働きかけ、クラウドファンディング、ネットでの配信事業等、新しい取組に挑戦していただきたい。

(一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター)

- ⑤④ 全県的に市町村のデジタル化をサポートする、他県では見られない重要な存在であり、今後とも頑張っていたきたい。雇用の確保という面でも、県内外からの就職先として期待している。経営状況は良好で資金的にも余裕があるが、余裕資金は今後の研究開発等、出捐者たる県や市町村に納得してもらえる有意義な使い方をしていただきたい。

(公益財団法人 セラミックパーク美濃)

- ⑤⑤ 岐阜地域や西濃地域には美濃焼の魅力やセラミックパークMINOの存在が十分知られていないので、引き続き広報に工夫を凝らして欲しい。

### 【指定管理者】

(トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (施設名：岐阜県先端科学技術体験センター))

- ⑤⑥ 来館者が増えれば費用対効果も増す。県と指定管理者とで協力して、各種メディアを活用して広報したり体験型施設としてリピーターの確保に努めたりなど来館者の増加に努め、指定管理料を考慮しても子どもたちのために必要な施設だと思ってもらえるような施設運営に努めていただきたい。

(恵那市 (施設名：岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場))

- ⑤⑦ フットサル、インラインスケート、さらには野外ライブの会場など、引き続き工夫を重ねて夏季の来場者数の増加に努めていただきたい。孫を持つ高齢者世代を狙った紙媒体での広告なども検討してみてもどうか。

## 5 例月出納検査

県の一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計）における現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月検査をしました。

### (1) 検査の結果

各会計の現金の出納事務は、毎月適正に執行されてきました。

## 6 内部統制評価報告書審査

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により、地方自治体における内部統制制度が導入され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されました。

知事は、令和 2 年度以降各年度について内部統制評価報告書を作成し、監査委員が審査を行い、知事は監査委員の意見を付して内部統制評価報告書を議会に提出及び公表することとなります。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ② 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

## (1) 審査の結果及び意見

令和2年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めました。

なお、上記の審査結果に影響するものではありませんが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、把握すべき不備の記載漏れが散見されたほか、職員の記載要領等の理解不足及びそれに伴う記述誤りに対して内部統制推進部局の指導による多くの修正が行われるなど、制度の周知が必ずしも十分でないと思われましたので、改めて制度の周知徹底を図られるよう意見を付しました。

## 7 決算審査（一般会計・特別会計）

令和2年度の一般会計及び特別会計\*<sup>1</sup>について審査を実施し、その意見を令和3年9月7日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか
- ② 予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか
- ③ 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

### （1）審査の結果

決算その他関係書類については、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ係数は正確であることを確認しました。また、予算の執行並びに財産の取得、管理及び処分についても、定期監査等において是正・改善を要する事項が認められたものの、審査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的であると認めました。

## (2) 決算の概要

令和2年度の一般会計の歳入総額は約1兆429億円、歳出総額は約1兆142億円で、実質収支\*<sup>2</sup>は約212億円の黒字でした。また、特別会計の歳入総額は約3,867億円、歳出総額は約3,776億円で、実質収支は約90億円の黒字でした。財政構造の弾力性を示す決算に基づく経常収支比率\*<sup>3</sup>は92.4%であり、前年度の93.6%から1.2ポイント改善しています。

また、実質公債費比率\*<sup>4</sup>は5.9%、令和2年度末の県債発行残高\*<sup>5</sup>は約1兆6,612億円、基金残高\*<sup>6</sup>は約1,594億円でした。

\* 1 特別会計

地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です（令和3年3月末現在10会計）。

\* 2 実質収支

歳入決算額と歳出決算額の差引き（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。

\* 3 経常収支比率

経常的経費（人件費、公債費等）のために、経常一般財源（地方税、普通交付税等）がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。

\* 4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。

\* 5 県債発行残高

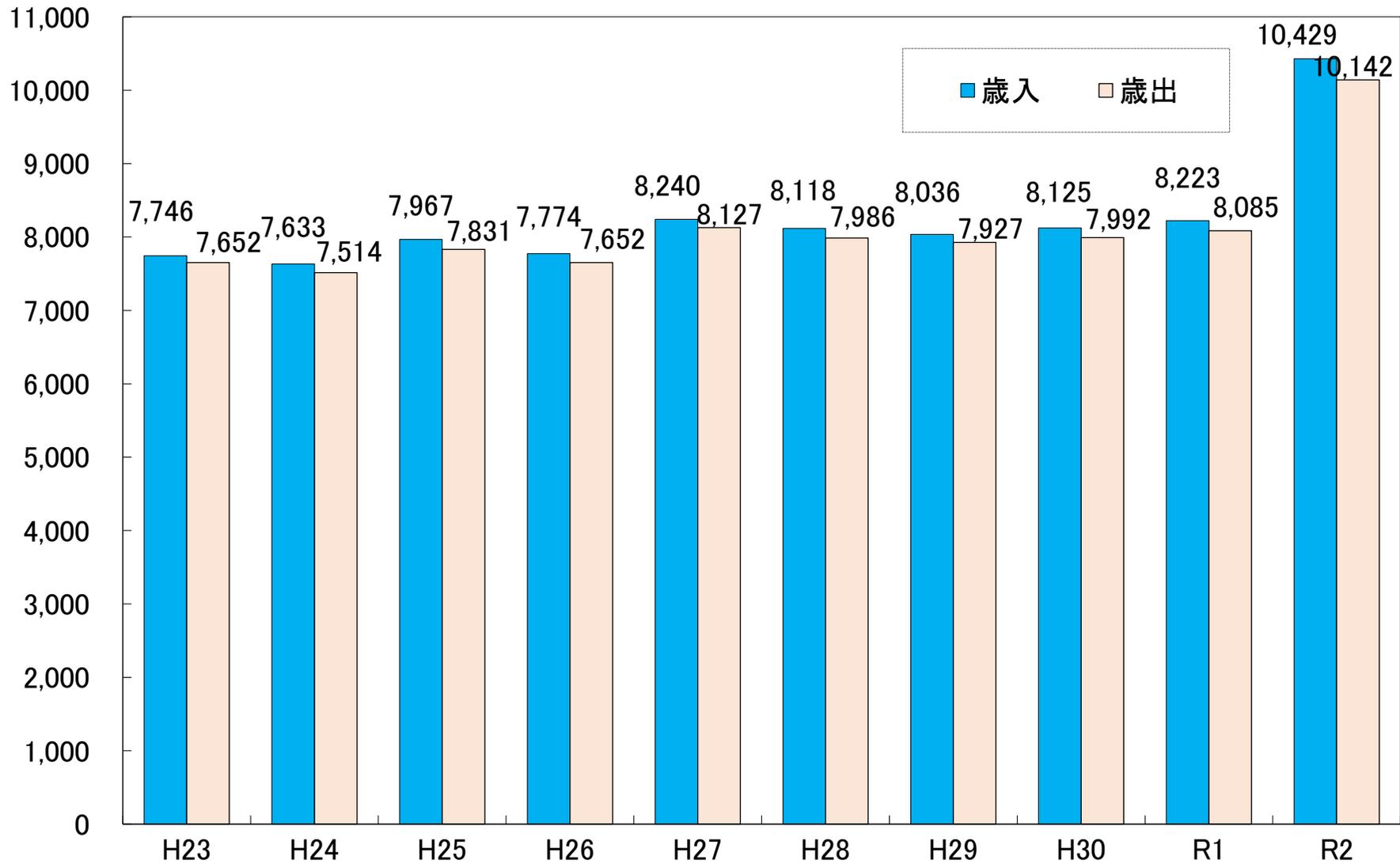
県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。

\* 6 基金残高

条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です（令和3年3月末現在30基金）。

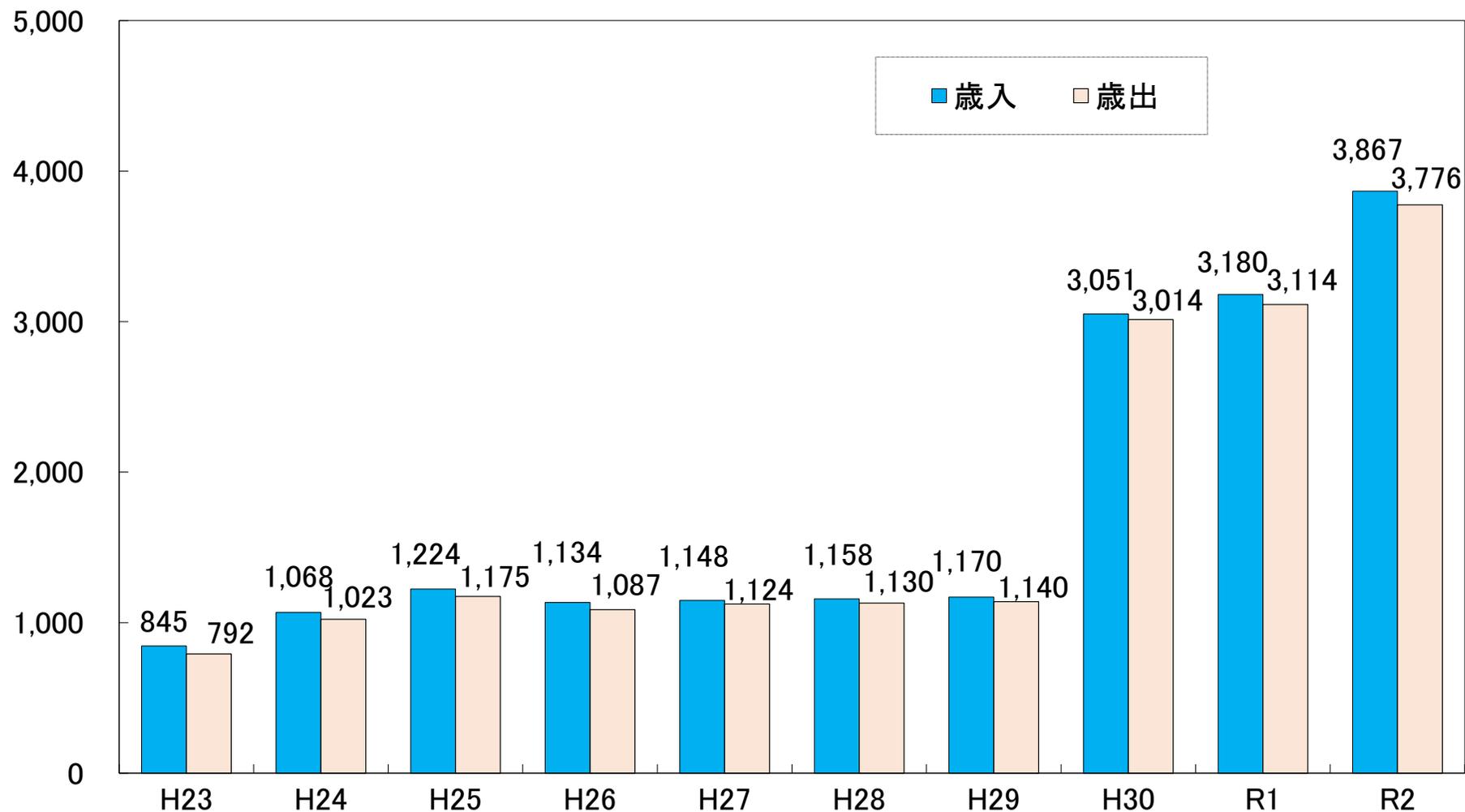
# 歳入・歳出決算額の推移（一般会計）

（単位：億円）



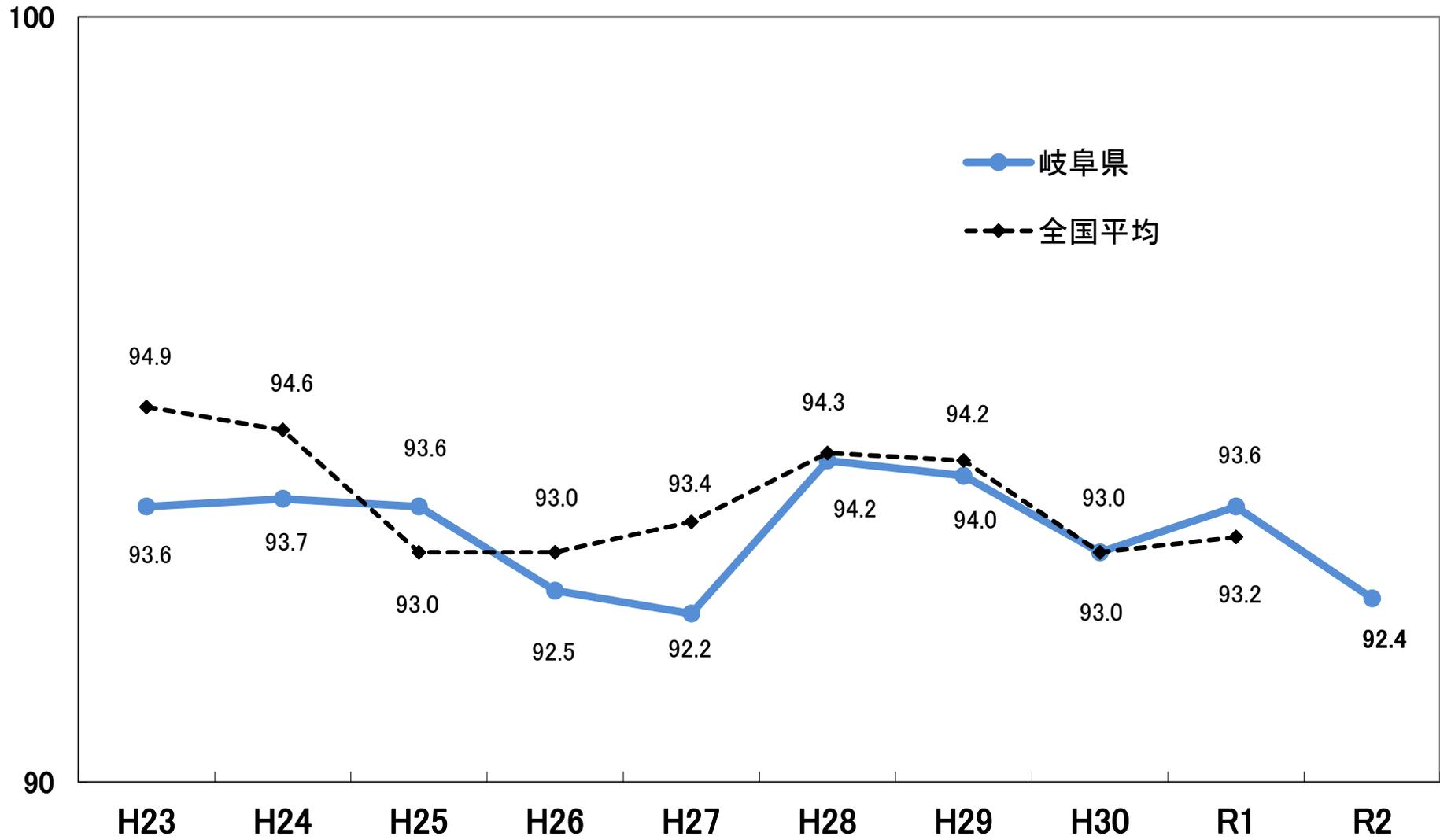
## 歳入・歳出決算額の推移（特別会計）

（単位：億円）



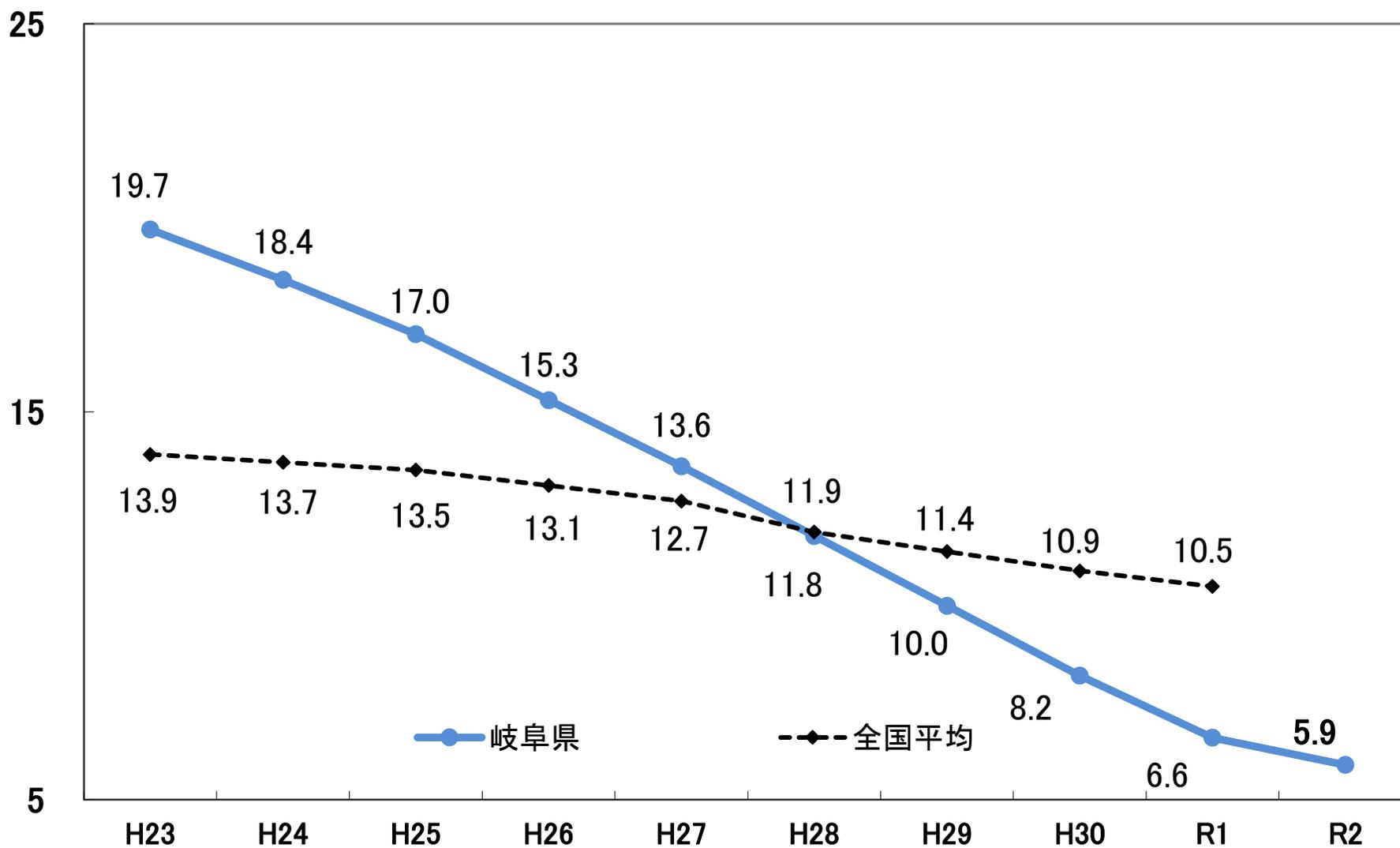
# 経常収支比率の推移

(単位：%)



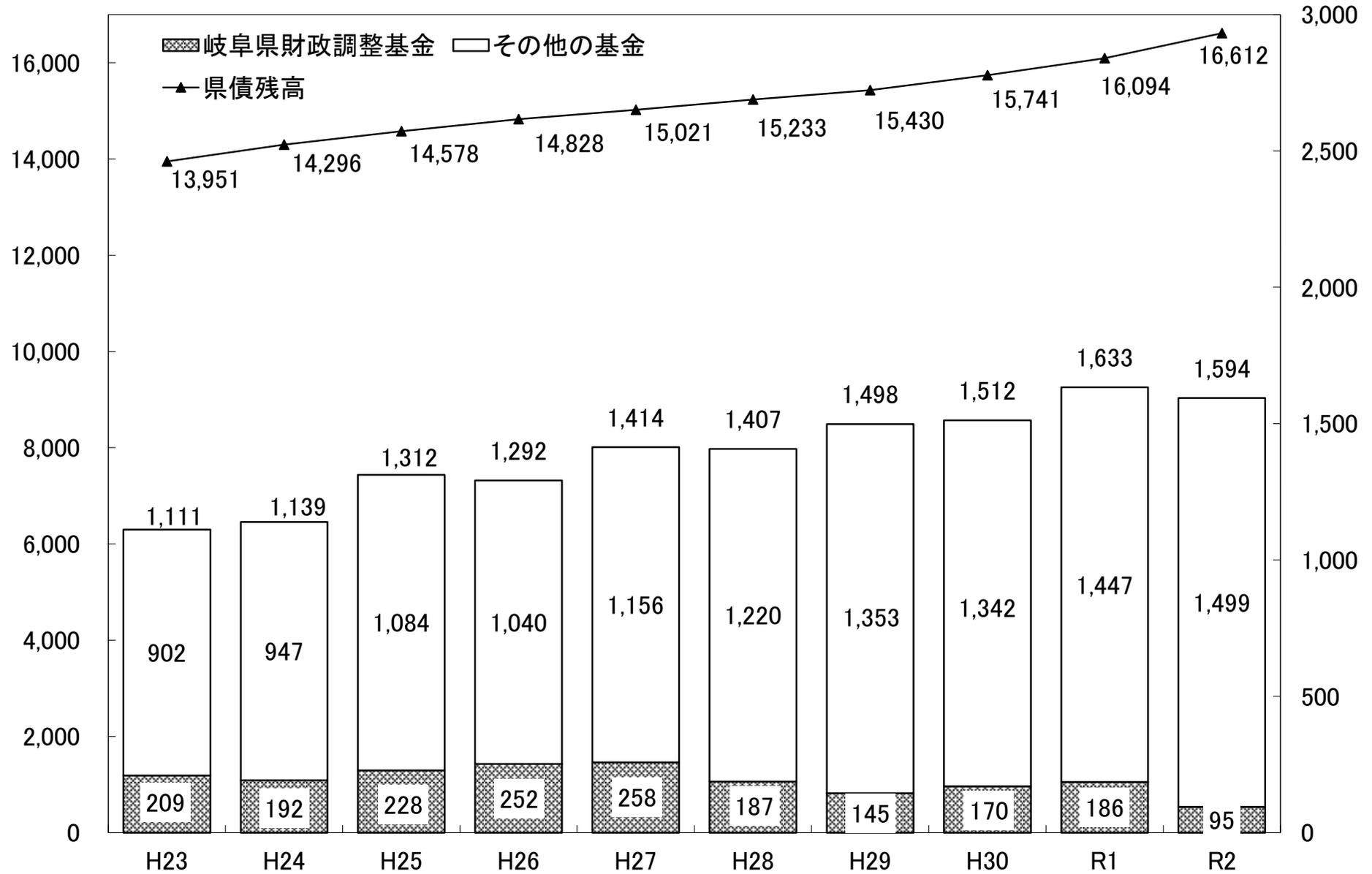
# 実質公債費比率の推移

(単位：%)



# 県債残高及び基金残高の推移

(単位：億円)



### (3) 審査意見の概要

#### ○県財政の現状について

令和2年度の決算に基づく健全化判断比率等の審査を行ったところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに赤字額が生じていないため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準未満でした。

しかし、将来負担比率は5年連続で悪化しており、今後の財政運営に当たっては留意していく必要があります。

#### ○事務事業の実施について

県は、「岐阜県行財政改革指針2019」や「岐阜県事務事業棚卸しプロジェクト」などによる事務事業の見直しを行っています。

一方、定期監査の過程において、事業の計画及び実施に当たっては、費用対効果をしっかり検証し、その在り方について検討すること、世情の変化などの状況を踏まえ、これまでの取組に新たな方向性を加えて検討すること、知っている者だけが得をすることにならないようしっかりと周知し、ターゲットによって効果的なメディアを選択するなど伝え方に一層工夫することなどの意見を述べています。

新型コロナウイルス感染症への各種対応においては、県民や県内事業者に対して正確な情報を迅速に提供することが重要であり、これに努めつつ、的確かつより効果的、効率的な事務事業の実施に努めるよう求めました。

## ○歳入の確保に向けた取組について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、前年度に比べ 29 億円余増加し、このうち、県税に係る収入未済額は 31 億円余増加しました。

引き続き徴収率向上等に取り組むとともに、自主財源の確保のために、ふるさと納税や、税収の増加という視点を踏まえた地域・産業振興施策についても、今後も取組を図るよう求めました。

## ○今後の行財政運営について

歳出面では、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増、公債費の増加などの増加要因があり、歳入面では新型コロナウイルス感染症による税収の落ち込みが見込まれるなど、今後の財政運営は予断を許さない状況にあります。

他方、今後の社会経済状況は予想が極めて困難な状況にあり、県政の運営には多様なシナリオを想定しつつ当たる必要があると考えられます。

このように県の行財政を巡る状況は厳しく、多くの課題に取り組む必要があると思われ、財政の持続可能性に留意しつつ、一層効率的、効果的な事務の執行、事業の実施に努めるよう求めました。

## 8 決算審査（公営企業会計）

令和2年度の公営企業会計\*<sup>1</sup>について審査を実施し、その意見を令和3年9月3日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算書類は、関係法令に適合し、計数は正確であるか
- ② 決算書類は、経営成績及び財政状態等を適正に表示しているか
- ③ 各事業は、企業としての経済性を発揮しつつ、効率的かつ効果的に、また、公共の福祉を増進するように運営されているか

\* 1 地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です。令和元年度までは水道事業会計と工業用水道事業会計の2つでしたが、令和2年4月に特別会計の流域下水道事業会計が公営企業会計に移行しました。

### （1）審査の結果

決算書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態等をおおむね適正に表示していると認められました。

## (2) 審査意見の概要

### ① 流域下水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和2年度の下水道事業収益は65億5,195万円余で、下水道事業費用は62億6,397万円余でした。この結果、当年度の純利益は2億8,797万円余となっています。このほか、債務の状況についてみると、施設整備の財源として発行した企業債の残高が129億628万円余、一般会計からの借入金の残高が28億9,198万円余あり、今後これらの返済原資を確保していく必要があります。

事業の運営については、施設の耐震化を計画的に進めた結果、令和2年度末時点で水処理施設内の一部の設備を除いて耐震化が完了していますが、近年、他県において下水道施設が豪雨による河川氾濫などにより浸水被害を受けた事例があり、施設浸水対策の検討を進めていることから、今後も危機管理体制の強化を図り、下水道サービスの安定的な提供に努めるよう求めました。

今後、人口減少等の影響により年間流入汚水量の増加傾向が減少に転じ、それに伴い収入減が想定され、より効率的な運営が求められます。さらに、将来にわたる安定的な事業継続に向けて、決算により把握した財務数値等を有効活用し、可能な限り長期間かつ複数のパターンで投資及びその財源の試算を行うことなどが望まれます。

## ② 水道事業会計

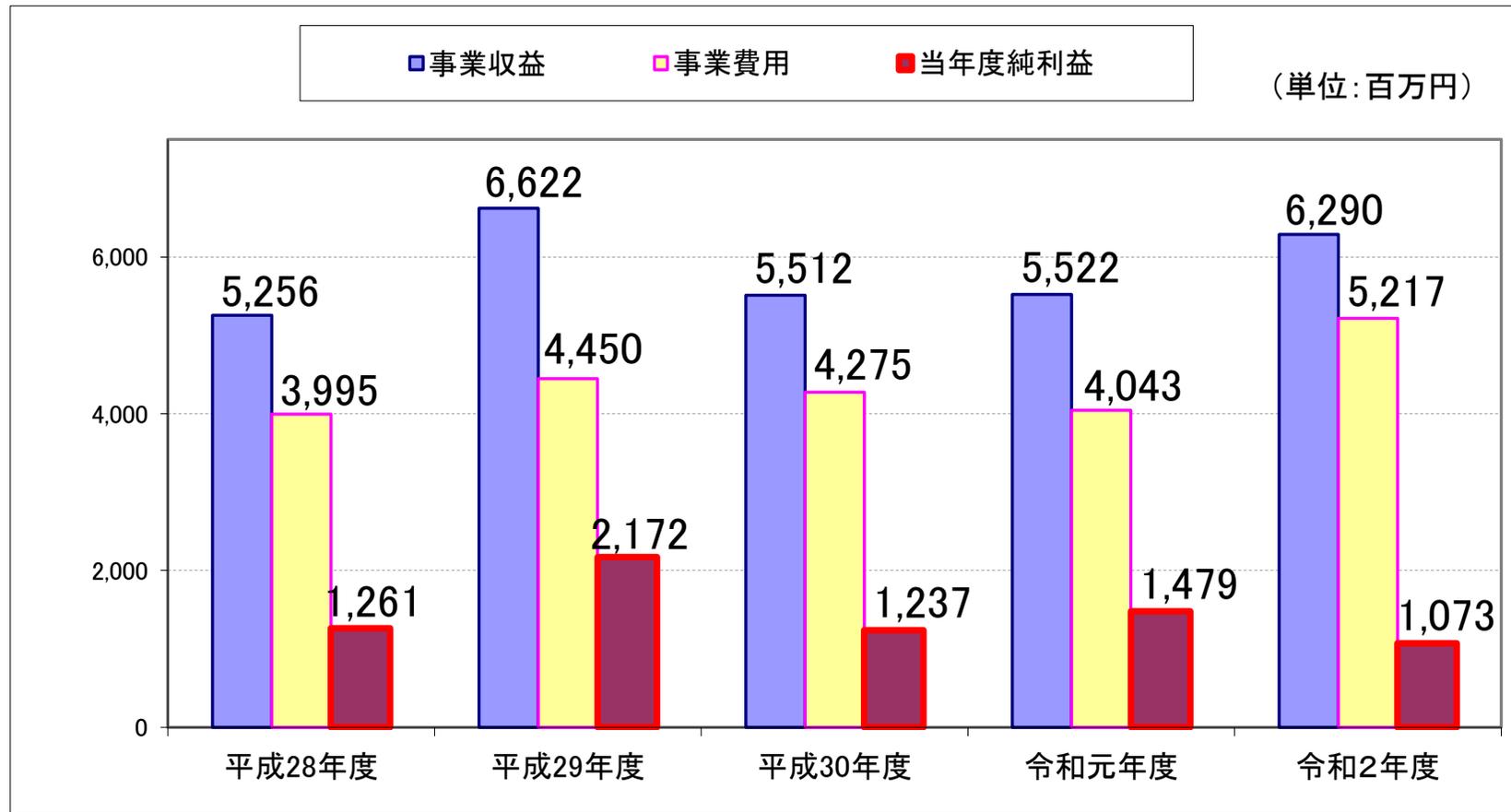
経営成績及び財政状態等については、令和2年度の水道事業収益は62億9,030万円余で、水道事業費用は52億1,717万円余でした。この結果、当年度の純利益は10億7,313万円余と、38年間にわたって黒字決算を持続しています。このほか、自己資本構成比率\*<sup>2</sup>が85.4%で前年度より1.6ポイント高くなるなど、各種指標も良好であり、財政状態に特段の問題は認められません。

事業の運営については、新型コロナウイルス感染症への各種対策の実施、大容量送水管の整備、既設送水管の耐震対策など、今後も危機管理体制の強化を図り、安全・安心な水道水の安定供給に努めるよう求めました。

今後、給水人口が現在の5割程度にまで減少すると予測されており、これに伴い水需要の減少が予測される中で、長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き事業の効率化に努めるよう求めました。

\* 2 総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標です。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

## 【経営成績の推移】



### ③ 工業用水道事業会計

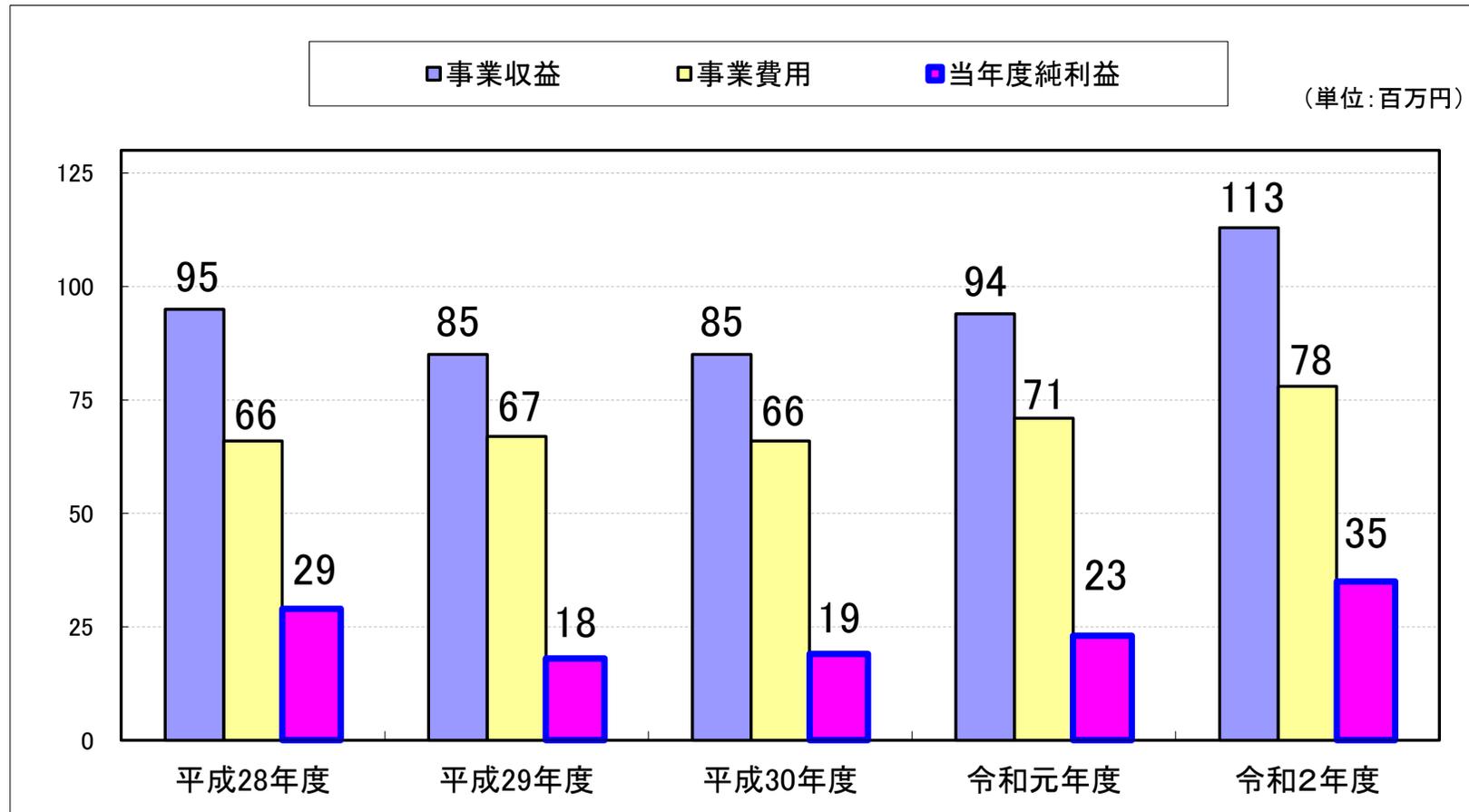
経営成績及び財政状態等については、令和2年度の工業用水道事業収益は1億1,259万円余で、工業用水道事業費用は7,798万円余でした。この結果、当年度の純利益は3,461万円余と、前年度に比べ1,144万円余の増加となりました。一方、債務の状況についてしてみると、企業債の残高が2億3,354万円余、一般会計からの借入金の残高が4億7,119万円余あり、そのこともあって自己資本構成比率が61.3%で全国平均に及ばないものとなっています。

事業の運営については、平成10年度の事業開始以降、関係部局や関係市町との連携により契約水量及び事業所数が増加しており、施設利用率\*<sup>3</sup>も44.0%に上昇していますが、まだ全国平均に及ばない状況となっています。

今後50年間で既存施設の更新費用に約35億円の支出が見込まれ、計画的に内部留保資金を確保し、自己財源による施設整備・更新を図るとしてしています。しかし、一般会計からの借入金の償還額が令和5年度から増加するため、その影響を経営戦略の収支計画に反映させる必要があります。また、工業用水道事業の需要は企業の経営環境の動向により大きく変動する可能性もあることから、引き続き新規顧客の獲得、契約水量の増加に努めるとともに、事業の効率化に努めるよう求めました。

\* 3 1日平均配水量（年間総配水量を年日数で除したもの）を1日配水能力（配水施設の容量）で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標です。比率が高いほど良く、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

## 【経営成績の推移】



## 9 基金運用状況審査

定額の資金を運用するために設置されている基金について、令和2年度の基金の運用状況を示す書類について審査を実施し、その意見を令和3年9月7日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 計数は、正確であるか
- ② 基金の運用は、确实かつ効率的に行われているか

### (1) 審査の対象

- ・ 岐阜県土地開発基金
- ・ 岐阜県美術館美術品取得基金

### (2) 審査の結果

審査した限りにおいて、計数は正確であり、また、基金の運用はおおむね确实かつ効率的に行われていると認められました。

## 10 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和2年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率\*<sup>1</sup>とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率\*<sup>2</sup>とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和3年9月3日に知事に提出しました。審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか

### (1) 審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

<令和2年度の健全化判断比率>

(単位：%)

区分	比率	法定基準	
		早期健全化基準* <sup>3</sup>	財政再生基準* <sup>4</sup>
実質赤字比率	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	8.75	15.00
実質公債費比率	5.9	25.0	35.0
将来負担比率	217.7	400.0	

(注)「—」: 実質収支が黒字のため算定不要

<令和2年度の資金不足比率>

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準* <sup>5</sup>
岐阜県流域下水道事業会計	—	20.0
岐阜県水道事業会計	—	
岐阜県工業用水道事業会計	—	

(注)「—」: 資金余剰額が認められ、資金不足比率がないことを示す

**\* 1 健全化判断比率**

財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の4つの財政指標の総称です。

**①実質赤字比率**

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（岐阜県においては、一般会計と9の特別会計（国民健康保険特別会計を除く）が対象）。

**②連結実質赤字比率**

水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

**③実質公債費比率**

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

**④将来負担比率**

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象）。

**\* 2 資金不足比率**

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

\* 3 早期健全化基準

財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

\* 4 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

\* 5 経営健全化基準

公営企業会計において、「早期健全化基準」に相当する基準です。

## 1 1 住民監査請求に基づく監査

護岸工事（国有財産）の是正措置を求める住民監査請求が1件ありましたが、地方自治法に定める要件（県有財産）を欠くものであったため却下しました。

## (参考) 包括外部監査

包括外部監査人による監査について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

### ■ 令和3年度のテーマ

「岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業」

\* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

### 【ホームページアドレス】

監査委員事務局

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

行政管理課

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11127/>

### \* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、公表しなければなりません。